

介護老人保健施設 道南森ロイヤルケアセンター
指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護
重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	介護老人保健施設 道南森ロイヤルケアセンター
開設年月日	平成11年4月21日
所在地	〒049-2311 茅部郡森町字上台町326番117
施設面積	2,985.00㎡
施設建物	3,722.75㎡
電話番号	01374-3-2111 FAX 01374-3-2112
開設者	理事長 中村 哲也 (医師)
管理者	施設長 小沼 士郎 (医師)
事業所番号	0151580081

(2) 施設の目的

指定短期入所療養介護事業所及び指定介護予防短期入所療養介護事業所、道南森ロイヤルケアセンターは適正な運営を確保するため、人員及び管理運営にかんする事項を定め、事業所の従事者が要介護状態または要支援状態にある利用者に対し適正な短期入所療養介護サービス及び指定介護予防短期入所療養介護サービスを提供することを目的とする。

(3) 運営の方針

事業所は、要介護者等の意思と人格を尊重し、利用者本位のサービスの提供に務め、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう、看護及び医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必用な医療並びに日常生活の質の向上及び利用者の家族の心身的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

又、地域の結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(4) 施設の職員体制

	常勤	非常勤/ 兼務	夜勤	業 務 内 容
医師	1	1		医学管理一般
看護職員	9	1	1	施設サービス計画及び介護予防施設サービス計画による看護業務
介護職員	27	5	3	施設サービス計画及び介護予防施設サービス計画による介護業務
歯科衛生士	1			入所者に対する機能訓練業務に対する口腔ケア業務
支援相談員	2	1		入所者、家族に対する相談業務
理学療法士	8	6		入所者に対する機能訓練業務
作業療法士	2	3		入所者に対する機能訓練業務
言語聴覚士		3		入所者に対する機能訓練業務
管理栄養士	1			食事管理一般、栄養指導
介護支援専門員	1	1		施設サービス計画及び介護予防施設サービス計画作成
事務職員	11	7		請求業務及び管理一般

(5) 入所定員等

定員 80名	療養室	一般棟	個室 4室 ・ 2人室 2室 ・ 4人室 8室
		認知症専門棟	個室 4室 ・ 2人室 2室 ・ 4人室 8室

(6) 食事の提供方法と時間

食 事 の 提 供

管理栄養士によって管理され、保温・保冷配膳車による食事の提供をおこないます。

食 事 の 時 間

朝食 8:00～9:00・昼食 12:00～13:00

夕食 18:00～19:00

2. 短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの内容

①短期入所サービス計画及び介護予防短期入所サービス計画の立案

②食事（管理栄養士による栄養指導、看護師による摂食機能療法）

③入浴（一般浴槽の他、介助を要する入所者は特別浴槽で対応します。身体観察の結果、入浴が困難な場合は清拭を行います。）

一般浴 週2回

特別浴 週2回

④医学管理（施設長回診、投薬等）、看護（血圧測定、検温等）

⑤介護（トイレ介助、おむつ交換、体位交換、着替え介助、離床介助）

⑥機能訓練（運動療法、集団レクリエーション、物理療法（ホットパック、低周波治療、赤外線療法、マッサージ等）

⑦行事（毎月1回実施）

⑧理美容サービス（希望に応じ随時実施）

⑨その他（歯科往診 週2回、眼科往診1ヶ月に1回）

※ これらのサービスの中には、別途料金をいただくものがございますので支援相談員にご相談下さい。

3. 介護保険一部負担金と利用料

(1) 指定短期入所療養介護 …… 別紙1 参照のこと

(2) 指定介護予防短期入所療養介護 …… 別紙2 参照のこと

4. 短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスご利用にあたっての留意事項

別紙「利用のしおり・ご案内」をご参照下さい。

5. 相談・苦情等の申し出

指定短期入所サービス及び指定介護予防短期入所サービスについてご不明な点や疑問・苦情等ございましたら、支援相談員までお気軽に相談下さい。

責任をもって調査をし改善させていただきます。

相談担当者 支援相談員 葛西 亮介 ・ 須藤 沙奈 ・ 前本 睦美

電 話 01374-3-2111（24時間受付）

F A X 01374-3-2112（24時間受付）

北海道国民健康保険団体連合会またはお住まい近郊の市町村役場介護保険係等の公的機関においても苦情申し出が出来ます。

森町役場介護保険係	森町地域包括支援センター	北海道国民健康保険団体連合会
電話 : 01374-2-2181	電話 : 01374-3-2322	電話 : 011-231-5161
FAX : 01374-2-7123	FAX : 01374-3-2310	FAX : 011-231-2178

施設サービス提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに家庭や関係市町村に連絡すると共に必要な措置を講じます。事故内容については状況等を記録し、再発防止に努めます。

事故が故意過失による場合は損害賠償します。故意過失によらない場合や、入所者に重過失がある場合はこの限りではありません。

7. 非常災害対策

入所者の安全確保から非常災害に備えて、防災計画を作成しております。

- | | |
|-------|--|
| ※防災設備 | スプリンクラー、避難階段、自動火災報知機、誘導灯
屋内消火栓、消火器灯 |
| ※防災訓練 | 年2回実施（消火訓練・通報訓練・避難訓練） |

8. 短期入所利用時の受診について

施設利用中の主治医は当施設、施設長となります。

施設長は、短期入所療養中の状態の変化時には、状況に応じて入所前の主治医との連携に努め治療にあたります。

施設入所利用者の状態の変化により、服薬、受診等が必要な際は原則として、施設長の判断により行われます。

状況により、頓服、服薬の変更、調整等が行われる場合も同様です。又、必要に応じて、相談員から入所前の主治医へ連絡を取り、施設長との連携に努めます。

短期入所後入所前の主治医、在宅時の主治医への本人、ご家族様の判断での受診、薬取り等の行為は禁じております。

9. その他の重要事項

(1) 当施設では施設内感染が蔓延することがないように、職員定期検診、感染防止対策委員会の実施等により感染予防に努め、不測の事態により感染者が発生した場合は感染マニュアルに基づき適切な処置を講じ、関係機関（保健所、医療機関、市町村担当者）との連携をとります。

発生時には、施設職員の指示に従われますようご協力お願い致します。

(2) 入退所時間は緊急時以外でのご利用の際は、日勤帯職員の勤務時間（8：30～17：30）とさせて頂いておりますので、ご協力お願い致します。

*介護老人保健施設には【在宅復帰強化型】【基本型】【その他型】の三種類があります。一定要件を満たした点数により【在宅復帰強化型】【基本型】【その他型】の算定に分かれます。・・・（別紙参照）

*施設で過ごす際に必要な日用品があります。ご自身で準備して頂くか、施設で用意するかを選択して頂きます。（別紙参照）

(1) 基本料金 (介護保険一部負担金)

要介護度	介護保険一部負担金 (1日に付き)	
	従来型個室	多床室
要介護1	794円	875円
要介護2	867円	951円
要介護3	930円	1,014円
要介護4	988円	1,071円
要介護5	1,044円	1,129円

(2) 加算料金 (介護保険一部負担金)

区分	一部負担金
送迎を行う場合	184円 (片道に付き)
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18円 (1日に付き)
夜勤職員配置加算	24円 (1日に付き)
療養食加算	8円 (1食に付き)
認知症ケア加算	76円 (1日に付き)
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3円 (1日に付き)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円 (1日に付き)
若年性認知症利用者受入加算	120円 (1日に付き)
在宅復帰・在宅療養支援加算 (Ⅱ)	46円 (1日に付き)
個別リハビリテーション加算	240円 (1日に付き)
緊急短期受入加算	90円 (1日に付き)
緊急時施設療養費	511円 (1日に付き)
重度療養管理加算	120円 (1日に付き)
特定介護保健施設短期入所療養介護費	1250円 (6時間以上8時間未満)
介護職員処遇改善加算	介護保険一部負担金合計の3.9%に相当する金額
特定介護職員処遇改善加算	介護保険一部負担金合計の2.1%に相当する金額
総合医学管理加算	275円 (1日に付き)

※ サービス単位 (地域単位) : 1単位 = 10,000円

(注) 新型コロナウイルス感染症に対応する特例的な評価として、2021年4月～2021年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せられます。

※ 食費、居住費の減額について (軽減措置認定者は厚生労働大臣が定める負担額とする。)

・ 食費 第1段階: 300円 第2段階: 600円 第3段階①: 1,000円 第3段階②: 1,300円

・ 滞在費 従来型個室

第1段階: 490円 第2段階: 490円 第3段階①②: 1,310円

多床室

第1段階: 0円 第2段階: 370円 第3段階①②: 370円

(3) 施設利用料

食費 (1日に付き 1,750円) (朝食 490円 昼食 600円 夕食 660円)
但し、軽減措置認定者は厚生労働大臣が定める負担限度額とする。
滞在費 (1日当たり 多床室 450円 従来型個室 1,640円)
※ 但し、軽減措置認定者は厚生労働大臣が定める負担限度額とする。

おやつ代 (1回)	100円	入浴用レンタル品 (1回)	198円
日用品セット	135円	クラブ活動材料費	(その都度実費)
コイン式洗濯機	200円	乾燥機	200円
テレビ代	1980円 (税込み)	理美容代 (実費)	詳細は別紙参照
行事代	(その都度実費)		

(1) 基本料金 (介護保険一部負担金)

要介護度	介護保険一部負担金 (1日に付き)	
	従来型個室	多床室
要介護1	752円	827円
要介護2	799円	876円
要介護3	861円	939円
要介護4	914円	991円
要介護5	966円	1,045円

(2) 加算料金 (介護保険一部負担金)

区分	一部負担金
送迎を行う場合	184円 (片道に付き)
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18円 (1日に付き)
夜勤職員配置加算	24円 (1日に付き)
療養食加算	8円 (1食に付き)
認知症ケア加算	76円 (1日に付き)
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3円 (1日に付き)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円 (1日に付き)
若年性認知症利用者受入加算	120円 (1日に付き)
在宅復帰・在宅療養支援加算 (Ⅰ)	34円 (1日に付き)
個別リハビリテーション加算	240円 (1日に付き)
緊急短期受入加算	90円 (1日に付き)
緊急時施設療養費	511円 (1日に付き)
重度療養管理加算	120円 (1日に付き)
特定介護保健施設短期入所療養介護費	1257円 (6時間以上8時間未満)
介護職員処遇改善加算	介護保険一部負担金合計の3.9%に相当する金額
特定介護職員処遇改善加算	介護保険一部負担金合計の2.1%に相当する金額
総合医学管理加算	275円 (1日に付き)

※ サービス単位 (地域単位) : 1単位 = 10,000円

(注) 新型コロナウイルス感染症に対応する特例的な評価として、2021年4月～2021年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せされます。

※ 食費、居住費の減額について (軽減措置認定者は厚生労働大臣が定める負担額とする。)

- ・ 食費 第1段階: 300円 第2段階: 600円 第3段階①: 1,000円 第3段階②: 1,300円
- ・ 滞在費 従来型個室
第1段階: 490円 第2段階: 490円 第3段階①②: 1,310円
- 多床室
第1段階: 0円 第2段階: 370円 第3段階①②: 370円

(3) 施設利用料

食費 (1日に付き 1,750円) (朝食 490円 昼食 600円 夕食 660円)
但し、軽減措置認定者は厚生労働大臣が定める負担限度額とする。

滞在費 (1日当たり 多床室 450円 従来型個室 1,640円)

※ 但し、軽減措置認定者は厚生労働大臣が定める負担限度額とする。

おやつ代 (1回)	100円	入浴用レンタル品 (1回)	198円
日用品セット	135円	クラブ活動材料費	(その都度実費)
コイン式洗濯機	200円	乾燥機	200円
テレビ代	1980円 (税込み)	理美容代 (実費)	詳細は別紙参照
行事代	(その都度実費)		

介護保険一部負担金（1日に付き）		
要介護度	従来型個室	多床室
要支援1	619円	658円
要支援2	762円	817円

(2) 加算料金（介護保険一部負担金）

区分	一部負担金
送迎を行う場合	184円（片道に付き）
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18円（1日に付き）
夜勤職員配置加算	24円（1日に付き）
療養食加算	8円（1食に付き）
若年性認知症受入加算	120円（1日に付き）
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円（1日に付き）
在宅復帰・在宅療養支援加算（Ⅱ）	46円（1日に付き）
個別リハビリテーション加算	240円（1日に付き）
緊急時施設療養費	511円（1日に付き）
介護職員処遇改善加算	介護保険一部負担金合計の3.9%
特定介護職員処遇改善加算	介護保険一部負担金合計の2.1%に相当する金額
総合医学管理加算	275円（1日に付き）

※ サービス単位（地域単位）：1単位＝10,000円

（注）新型コロナウイルス感染症に対応する特例的な評価として、2021年4月～2021年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せられます。

※ 食費、居住費の減額について（軽減措置認定者は厚生労働大臣が定める負担額とする。）

・ 食費

第1段階：300円 第2段階：600円 第3段階①：1,000円 第3段階②：1,300円

・ 滞在費

従来型個室

第1段階：490円 第2段階：490円 第3段階①②：1,310円

多床室

第1段階：0円 第2段階：370円 第3段階①②：370円

(3) 施設利用料

食費（1日に付き1,750円）（朝食 490円 昼食 600円 夕食 660円）
但し、軽減措置認定者は厚生労働大臣が定める負担限度額とする。

滞在費（1日当たり 多床室 450円 従来型個室 1,640円）

※ 但し、軽減措置認定者は厚生労働大臣が定める負担限度額とする。

おやつ代（1回）	100円	入浴用レンタル品（1回）	198円
日用品セット	135円	クラブ活動材料費	（その都度実費）
コイン式洗濯機	200円	乾燥機	200円
テレビ代	1980円（税込み）	理美容代（実費）	詳細は別紙参照
行事代	（その都度実費）		

介護保険一部負担金（1日に付き）		
要介護度	従来型個室	多床室
要支援1	577円	610円
要支援2	721円	768円

(2) 加算料金（介護保険一部負担金）

区分	一部負担金
送迎を行う場合	184円（片道に付き）
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18円（1日に付き）
夜勤職員配置加算	24円（1日に付き）
療養食加算	8円（1食に付き）
若年性認知症受入加算	120円（1日に付き）
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円（1日に付き）
在宅復帰・在宅療養支援加算（Ⅰ）	34円（1日に付き）
個別リハビリテーション加算	240円（1日に付き）
緊急時施設療養費	511円（1日に付き）
介護職員処遇改善加算	介護保険一部負担金合計の3.9%
特定介護職員処遇改善加算	介護保険一部負担金合計の2.1%に相当する金額
総合医学管理加算	275円（1日に付き）

※ サービス単位（地域単位）：1単位＝10,000円

（注）新型コロナウイルス感染症に対応する特例的な評価として、2021年4月～2021年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せされます。

※ 食費、居住費の減額について（軽減措置認定者は厚生労働大臣が定める負担額とする。）

・ 食費

第1段階：300円 第2段階：600円 第3段階①：1,000円 第3段階②：1,300円

・ 滞在費

従来型個室

第1段階：490円 第2段階：490円 第3段階①②：1,310円

多床室

第1段階：0円 第2段階：370円 第3段階①②：370円

(3) 施設利用料

食費（1日に付き1,750円）（朝食490円 昼食600円 夕食660円） 但し、軽減措置認定者は厚生労働大臣が定める負担限度額とする。

滞在費（1日当たり 多床室 450円 従来型個室 1,640円）

※ 但し、軽減措置認定者は厚生労働大臣が定める負担限度額とする。

おやつ代（1回）	100円	入浴用レンタル品（1回）	198円
日用品セット	135円	クラブ活動材料費	（その都度実費）
コイン式洗濯機	200円	乾燥機	200円
テレビ代	1980円（税込み）	理美容代（実費）	詳細は別紙参照
行事代	（その都度実費）		

重要事項説明同意書

介護老人保健施設 指定短期入所療養介護サービス及び指定介護予防短期入所療養介護サービスを利用するにあたり、ご利用者及び連帯保証人に対して契約書及び重要事項説明書にもとづいて重要な事項を説明致しました。

北海道茅部郡森町字上台町326番地117
医療法人 財団 明理会
介護老人保健施設 道南森ロイヤルケアセンター
施設長 小沼 士郎

説明者氏名

重要事項説明書において説明を受けた下記の料金に同意します。

(1) 実費にかかる料金について

入浴レンタル品	(希望する	・	希望しない)
日用品セット	(希望する	・	希望しない)
おやつ	(希望する	・	希望しない)
クリーニング	(希望する	・	希望しない)
テレビ使用	(希望する	・	希望しない)

※ イヤホンを含めて提供しますが、ご自身の物を使用しても構いません。
自身の物を使用した場合の故障・破損に関する責任は負いかねます。

介護老人保健施設 指定短期入所療養介護サービス指定介護予防短期入所療養介護サービスを利用するにあたり、支援相談員より重要事項の説明を受けましたので下記の通り同

重要事項説明に同意した日 令和 年 月 日

【ご利用者氏名】

⑩

【連帯保証人氏名】

⑩

続柄